

## 災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合 の開催について

### 1. 設置の趣旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理のより一層の推進が必要であることに鑑み、政府を挙げて、広域処理、再生利用の推進などの取組を強化していくことが必要である。このため、内閣総理大臣の下で、政府が一体となって取り組むための体制を確立する。

### 2. メンバー案

議長 内閣総理大臣

副議長 内閣官房長官、環境大臣、復興大臣

構成員 総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、  
国土交通大臣

※議長は必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求める。

### 3. 役割

広域処理、再生利用の推進などの取組についての総合調整、進捗管理等を行う。

### 4. 庶務

閣僚会合の庶務は、環境省及び復興庁の協力を得て、内閣官房において処理する。